

2025年度メインオークション募集要綱（案）の 意見募集の開始について （対象実需給年度：2029年度）

2025年6月26日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
3. 今後のスケジュール
4. 2025年度メインオークション（対象実需給年度:2029年度）の事業者向けの周知

- **2025年度メインオークション**（対象実需給年度：2029年度）に向けて、本検討会、および国の審議会において検討が進められてきたところ。
- 本日は、検討内容をもとに作成した、「容量市場**メインオークション募集要綱**（対象実需給年度:2029年度）」と「**容量確保契約約款**」の案について、**主なポイントと意見募集等**の実施について報告を行う。

■ 今回は、2025年度メインオークション（対象実需給年度：2029年度）に向けて「**容量市場メインオークション募集要綱**」と「**容量確保契約約款**」を意見募集の対象として予定している。

関連文書		概要	公表状況
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～28年度向け 公表済
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023～24年度応札 公表済
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	2024～28年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	2024～28年度向け 公表済
		電源等差替編	2024～27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	2024～27年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	2024～25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）（変動電源（単独））（変動電源（アグリ））（発動指令電源）編	2024～25年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	
		容量拠出金対応編	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

(参考) 容量市場に関連する文書類 (2/2)

関連文書			概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オーク ション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	- 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 - 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載	2023～24年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	- 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載	意見募集実施予定
		容量抛出台金対応編	長期脱炭素電源オークションの容量抛出台金対応について記載	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編		容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

主な反映事項

主な反映事項

反映箇所

① 洋上風力ゼロプレミアム案件

- ▶ 再エネ海域利用法に基づく公募案件のうち、ゼロプレミアム案件については、バランシングコスト相当分を除き、FIP交付金の交付が想定されず、固定費の二重回収の問題が生じないため、容量市場への参加を認めることとする。
- ▶ ただし、ゼロプレミアム案件においても、バランシングコスト相当分のFIP交付金は交付を受けることができるため、入札における公平性を担保するため、約定結果にかかわらず、全期間にわたって、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを参加の条件とする。

【募集要綱】（第3章3.募集内容）

バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄したゼロプレミアム案件は参加不可の対象外である旨を追記

【募集要綱】（第4章3.電源等情報の登録）

洋上風力ゼロプレミアム案件の場合は、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄していることがわかる書類の提出が必要な旨を追記

② 発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定

- ▶ 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、これまでの調達上限容量の仕組みを用いつつ、発動指令電源の同一価格札については、実効性達成率に応じた優先約定とする仕組みを適用する。

【募集要綱】（第6章1.落札電源の決定方法）

発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた優先約定となるよう計算式を更新

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

6

①洋上風力ゼロプレミアム案件（1/5）

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容

<変更前>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
(略)
キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
(略)
(イ)FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。

<変更後>

- (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等
(略)
キ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可）。
(略)
(イ)FIP制度による適用期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。ただし、以下の場合に登録可能です。
・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）に基づく洋上風力発電事業であって、落札価格（公募占用計画に記載された供給価格）がゼロプレミアム水準以下であるもの（以下「洋上風力ゼロプレミアム案件」という。）が、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄している場合
※初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、容量市場の約定結果にかかわらず、FIP制度の全支援期間にわたりbalancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄していることを要する。

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

- (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
(略)
表内 FIT認定ID欄
参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出
・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

<変更後>

- (6) 変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
(略)
表内 FIT認定ID欄
参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出
・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
※洋上風力ゼロプレミアム案件の場合は、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄していることがわかる書類を提出

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

①洋上風力ゼロプレミアム案件（2/5）

【募集要綱】 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法

<変更前>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

- ウ 各エリアの調達量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」という）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※1 FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という）、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2028年度に制度適用となる契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT電源等の期待容量等」という）を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

<変更後>

(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

(略)

- ウ 各エリアの調達量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」という）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※1 FIT電源の期待容量（**洋上風力ゼロプレミアム案件を含む**）、追加オークションで調達を予定している供給力（H3需要比で各エリアへ分配）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外の見込み供給力控除量」という）、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度2028年度に制度適用となる契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT電源等の期待容量等」という）を含む。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備のFITおよび非FIT分の供給力を期待容量として織り込みます。

a FIT制度の適用を想定して応札しなかった場合

b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源をFIT電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源をFIT電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

8

①洋上風力ゼロプレミアム案件（3/5）

第100回制度検討作業部会資料より
(2025.2.26)

洋上風力ゼロプレミアム案件の容量市場への参加について

- 再エネ海域利用法に基づく公募案件（選定済みのラウンドを含む）のうち、ゼロプレミアム案件については、次頁のbalancing cost相当分を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）へ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
- そこで、ゼロプレミアム案件に限っては、FIP制度の適用を受ける期間（交付期間）中においても、容量市場への参加を認めることとしてはどうか。
ただしその際、容量市場（メインオークション）への参加を認める条件として、次頁のとおり、balancing cost相当分のFIP交付金を放棄することを前提とする。

balancing cost相当分の取り扱い

- FIP制度の下では、再エネ発電事業者は、通常の発電事業者と同様に、供給する電気の計画値と実績値を一致させることが求められ（計画値同時同量）、計画値と実績値の差分が発生した場合には、その差分調整にかかる費用の負担（インバランス負担）をする。
- FIP認定事業者には、上記を勘案し、プレミアムに上乗せして、一定の金額（balancing cost）が交付されている。
これは、FIP制度開始初期の現段階においては、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となる点を踏まえた措置である。
- 制度上、ゼロプレミアム案件においても、balancing cost相当分のFIP交付金は交付を受けることができる。
- しかしながら、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）に参加する際に、balancing cost相当分のFIP交付金を受けられるとなると、入札において公平性が阻害される。
- そこで、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション）への参加を希望する場合には、参加の条件として、balancing cost相当分のFIP交付金の受領を放棄することを前提とする。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

9

①洋上風力ゼロプレミアム案件（4/5）

背景

- 第68回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2024年9月11日開催）では、大規模な再エネ電源投資を確実に完遂するための制度のあり方が検討され、洋上風力発電への電源投資が確実に完遂されるようにするため、収入・費用の変動に対して強靱な事業組成を促進することを通じて、事業実施の確実性を高めていく方向性が示された。
- 一方、容量市場においては、洋上風力も容量市場への参加は可能であるが、再エネ海域利用法に基づく公募案件を含むFIT/FIP案件については、固定費の二重回収を防止する観点から、FIT/FIP制度の適用を受ける期間（調達期間/交付期間）中は、参加が認められていなかった。
- しかし、再エネ海域利用法に基づく公募案件（選定済みのラウンドを含む）のうち、ゼロプレミアム案件※1については、バランシングコスト相当分※2を除き、FIP交付金の交付は想定されない。そのため、ゼロプレミアム案件が容量市場（メインオークション・追加オークション）へ参加することを認めたとしても、固定費の二重回収の問題は生じない。
- このような背景から、第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、ゼロプレミアム案件に限っては、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを前提として、FIP制度の適用期間においても、容量市場への参加を認めることと整理した※3。

※1：再エネ海域利用法に基づく公募では、ゼロプレミアム水準の導入後に実施された6海域中5海域でゼロプレミアム水準での入札者が落札している。

※2：P9～P10参照。FIP認定事業者には、プレミアムに上乗せしてバランシングコストが交付されている。これは、FIP制度開始初期の現段階においては、発電計画の作成などに技術やノウハウの蓄積が必要となる点を踏まえた措置。交付するバランシングコストの額は、各電源の運転開始年度から徐々に低減させることとしている。

※3：なお、洋上風力WGでは、第32回会合（2025年6月3日）以降、公募終了後に導入される政策措置の選定事業者に対する適用と公募の公平性との関係等について議論が行われているところ。

4

第105回制度検討作業部会資料より
(2025.6.25)

バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領放棄について

- 第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）にて、容量市場に応札した上で不落札となった場合における、バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領について、ご意見をいただいた。
- ご指摘のように、不落札となった場合にFIP交付金を受領できる制度とすると、FIP交付金の受領を考慮しての応札行動となり、受領できない場合と比較して、応札行動が変わる可能性が生じる。
- そこで、他の容量市場参加者との公平性に鑑み、約定結果に関わらずバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを応札条件としてはどうか。
- なお、FIP制度が単年度毎の支援制度ではないこと等も踏まえ、固定費の二重回収防止を徹底する観点から、初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、FIP制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄することを求める。

【参考】第100回 制度検討作業部会（2025年2月26日実施）におけるご意見

- 参加の条件として、「バランシングコスト相当分のFIP交付金の受領を放棄する」とある点について、容量市場に応札した上で、落札した場合にはFIP交付金の受領不可というだけなのか、それとも、不落札の場合でも受領不可なのか。前者（不落札の場合には、FIP交付金を受領できる）であるとする、受領できることを考えての応札行動となり、そうでない場合と比べて、上乗せしたような高めの応札価格に設定する可能性が生じるのではないのか。

5

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

10

①洋上風力ゼロプレミアム案件（5/5）

容量市場における入札ガイドラインより
(2025.6.3)

オークション開催に当たり、広域機関は目標調達量及び指標価格⁷を算定し、当該数値を基準に需要曲線の原案作成を行う。その後、国の審議会による需要曲線に関する審議を踏まえ、広域機関は需要曲線を公表する⁸。

オークションの応札後、広域機関は、応札情報を基に応札価格の低い順に並び替えて供給曲線⁹を作成する。

全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点を約定点とし、市場分断等が無い場合は¹⁰、約定点の価格以下で応札した電源が落札されることとなる。

（３） 容量確保契約書の締結

電源を落札した事業者は、容量確保契約締結のため、広域機関との間で容量確保契約を締結する。容量確保契約に基づき、容量確保契約金額は実需給年度のアセスメント後に、広域機関から支払われる。

容量確保契約金額(円)=契約単価(円/kW)×容量確保契約容量(kW)-容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{11, 12, 13}-調整不調電源に科される経済的ペナルティ(円)

（４） リクワイアメント

落札された電源等は、実需給年度において、容量を提供する電源区分毎に課される供給力を提供するための義務（リクワイアメント）を達成することが求められる。また、広域機関はアセスメント結果を容量提供事業者へ通知し、リクワイアメント未達成の場合には、容量確保契約に基づいて算定される経済的ペナルティが課される。

⁷ NetCONE を指標価格とする。NetCONE とは新規発電設備の固定費用から電力量取引等による利益を差し引いた正味の固定費用である。

⁸ 全国の需要曲線を作成する。目標調達量は FIT 電源等の期待容量（洋上風力ゼロプレミアム案件を含む。）等も含めた調達量とする。

⁹ FIT 電源等の期待容量、容量市場外の供給力として見込まれる控除量、オークションで落札していない石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源等の供給力及びメインオークションにおいては追加オークションにおける調達量を含める（洋上風力ゼロプレミアム案件が応札された場合には、FIT 電源等の期待容量から控除する）。

¹⁰ ただし、市場が分断した場合等においては、約定価格の決定方法が異なる。市場が分断した場合等における約定価格の決定方法は、「容量市場メインオークション募集要綱」が参考となる。

¹¹ 経過措置として、応札価格に応じた減額が行われる。約定価格を基準として、一定の割合以下の応札をした電源は、その一定の割合の価格で約定することとなる。なお、一定の割合については、その後段階的に増加し 2030 年度以降は経過措置を撤廃する。

¹² 経過措置として、2010 年度末までに建設された安定電源および変動電源（単独）については、経過年数に応じた減額が行われる。2025 年度実需給分の経過措置の割合から、段階的に減少し 2030 年度以降は経過措置を撤廃する。

¹³ 対象実需給年度が 2026 年度以降は、約定価格が、NetCONE の半分以下になった場合には、経過措置を適用しない（約定価格が NetCONE の半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額が NetCONE の半分以下となる場合には、NetCONE の半分での受取額とする）。

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（1/3）

【募集要綱】 第6章 落札電源および約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法

<変更前>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下a、bの順で同一価格の応札の約定処理を行います。
- a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とする
- b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配し、当該エリアの同一価格の応札の落札電源を落札可能な容量に基づいてランダムに決定する



<変更後>

- (1) 以下の手順にて落札電源を決定します。
- (略)
- エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。
- (略)
- 発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。
- 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で、~~a、bの順で~~同一価格の応札の約定処理を行います。
- ①エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ②エリア需要の4%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%) = Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2※3 ÷ Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100
 - 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%) = Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2※3 ÷ Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率を算定します。
- ※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ④③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。
- a. エリア需要の4%を超過していないエリアは全て落札電源とする
- b. エリア需要の4%を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配し、当該エリアの同一価格の応札の落札電源を落札可能な容量に基づいてランダムに決定する

2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（2/3）

2. 発動指令電源の優先約定の条件（上限超過時の同一価格札）
（4）達成率の算定式

7

■ これまでお示した条件を踏まえ、事業者毎に最新の1年度分のメインオークションの契約時点のアセスメント対象容量と、実効性テスト後のアセスメント対象容量から実効性達成率*を算定し、約定処理における落札電源の決定に用いることとなる。

* 実効性達成率（％）

$$= \frac{\sum (\text{当該事業者の実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 1 \times 2}{\sum (\text{当該事業者のメインAX契約時点のアセスメント対象容量}) \times 2 \times 100}$$

※1：実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える契約は、アセスメント対象容量をテスト結果とする

※2：発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量

第56回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より
(2024.6.27)

2. 発動指令電源の優先約定の条件（上限超過時の同一価格札）
（6）新規参入者の扱い

9

- 新規参入者は実効性達成率の実績が存在しないことから、市場管理者側で設定する必要がある。新規参入の障壁とならないよう配慮した案としては、**A案：全事業者平均の実効性達成率と設定するか、B案：平均より高く（例えば100%等）設定する案が考えられる。**
- **B案は、新規参入が促進されるメリットはあるが、既参入事業者が別名で新規参入するといった事象が生じた場合には公平な競争環境を歪める虞がある。**企業形態は様々であり同一事業者かどうかの特定は現実的ではないという中で、このような事態は避ける手立てが別途必要となる。
- **A案は、定性的には成績上位事業者による寡占化につながる等の懸念があるものの、導入上限は実際の供給力の2倍程度と、現時点では十分な枠が存在しているため、平均と設定された新規事業者が参入できない可能性は低いと考えられる。**
- **以上から、参入障壁とまではならない範囲において、新規参入者が過度に優先されることがない、A案：全事業者平均*の実効性達成率*と設定してはどうか。**

※全事業者の加重平均を想定

N-1年度実効性テスト

実効性達成率（テスト後/契約時点）		
A事業者	: 100/100	(100%)
B事業者	: 160/200	(80%)
C事業者	: 15/ 25	(60%)
D事業者	: 20/ 50	(40%)
全事業者平均	: 295/375	(79%*)

※全事業者の加重平均により算出

N年度オークション

約定処理における優先順位	
A事業者	: 100%
B事業者	: 80%
E事業者(新規)	: 79%
C事業者	: 60%
D事業者	: 40%



2. 本オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

13

②発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定（3/3）

3. 発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理

11

■ 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、**下記①～④の順で約定処理を行う。**※1、※2、※3

- ① 調達上限容量を**超過していないエリアは全て約定**
- ② 調達上限容量を超過しているエリアは、**超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配**
- ③ 当該エリア内の約定、未約定は**最新の実効性達成率を考慮して決定**
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

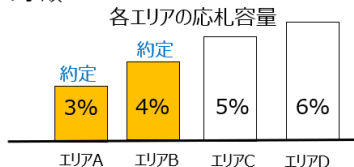
※1：0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う

※2：市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

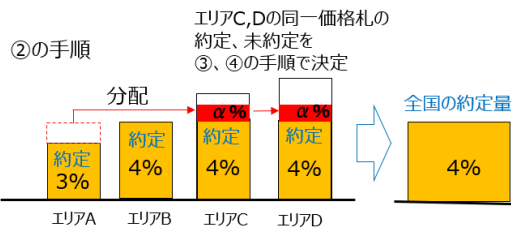
※3：約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

<約定のイメージ> 調達上限容量が4%の場合

①の手順



②の手順



4. まとめ

12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、**上限超過時の同一価格札**については**実効性達成率に応じた優先約定とする仕組み**の検討を行った。
- **実効性達成率の算出**については、応札時の枠取りを抑止する観点から、**リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出**する。
- **参照する実効性達成率実績**は、最新の状況が評価されるよう、**最新の1年度分**とする。
- **適用するタイミング**については、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、**2025年度メインオークションから適用**を行う。（2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定（第6章落札電源の決定方法））
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う**2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約約款に記載**を行う。（第16条③(1)実効性テストの結果等）

3. 今後のスケジュール 意見募集の実施

- 「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2029年度）」と「容量確保契約約款」の案について、7月に意見募集の開始を予定している。
- 意見募集でいただいたご意見や、制度検討作業部会のとりまとめをもとに、「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2029年度）」と「容量確保契約約款」の公表を行う。

3. 今後のスケジュール 参加登録や応札期間など

- 2025年度メインオークション（対象実需給年度：2029年度）については、募集要綱の公表後、**参加登録を8月より開始**していくことを予定している。あわせて事業者向けの説明会も実施していく。
- **需要曲線の公表を7月末～8月上旬に予定**し、応札期間については10月を予定している。
- **応札に向けた日程や手続き**は、確定次第、広域機関HPで公表を行いながら、あわせて事業者説明会資料等でも発信を行っていく。

- | | |
|------------|---|
| (本日) | : 募集要綱案の概要 |
| ● 7月頃 | : <u>募集要綱案の意見募集の実施</u> |
| ● 7月末～8月上旬 | : <u>募集要綱の公表、需要曲線の公表</u> |
| ● 7月～8月 | : <u>オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等</u> |
| ● 8月～9月 | : <u>参加登録</u> （事業者情報、電源等情報、期待容量） |
| ● 10月 | : <u>応札期間</u> |
| ● 12月頃 | : 約定結果の公表 |

■ 2025年度メインオークション（対象実需給年度:2029年度）は、8月より参加登録を開始し、応札期間は10月を予定している。



4. 2025年度メインオークション（対象実需給年度:2029年度）の事業者向けの周知 17

＜事業者向け資料より抜粋＞

- メインオークション参加に向けた登録業務（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札の手順にかかる留意点に関して、説明会資料等でも周知を行っていく。

＜事業者情報＞

- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

＜電源等情報＞

- 2024年度メインオークション（対象実需給年度:2028年度）に参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を対象実需給年度:2029年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録（※）します。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
 - ※取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されません
 - ※長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されません

＜期待容量＞

- 全電源で登録が必要になります。
（これまでのメインオークションに期待容量を登録した場合でも、対象実需給年度:2029年度向けの期待容量は新たに登録が必要となります。）

＜応札＞

- 全電源で登録が必要になります。
（これまでのメインオークションに応札容量を登録した場合でも、対象実需給年度:2029年度向けの応札容量は新たに登録が必要となります。）